明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（**厚生労働**二三）　一

〔告　示〕

○原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件（**内閣府**一一）　一

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（**経済産業**四〇）　二

省　令

○厚生労働省令第二十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「百ミリシーベルト」とあるのは、「二百五十ミリシーベルト」とする。

附　則

この省令は、平成二十三年三月十四日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十一号

「平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、平成二十三年内閣府告示第九号（原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年三月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　原子力災害対策本部

（一）名　　称　平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部

（二）設置場所　東京都（総理大臣官邸）

（三）設置期間　平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

二　原子力災害現地対策本部

（一）名　　称　平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部

（二）設置場所　福島県庁

（三）設置期間　平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間